

入札説明書

件名：新潟市次期図書館情報システム パソコン・プリンタ等機器

令和8年4月

新潟市財務部契約課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟市次期図書館情報システム パソコン・プリンタ等機器 一式

(2) 履行の内容等

仕様書のとおり

(3) 履行場所

仕様書のとおり

(4) 履行期限

令和8年7月31日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 仕様書に記載の参考銘柄と同等以上の性能を有する製品の調達を提案する場合、同等品申請書（別記様式第3号）を提出できる者であること。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課物品契約係

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話：025-226-2213（直通）

FAX：025-225-3500

電子メール：keiyaku@city.niigata.lg.jp

4 入札参加の手續

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）
- イ 同用品申請書（別記様式第3号）（上記2（4）に該当する場合のみ）
- ウ 紙入札等方式参加承諾願（別記様式第4号）（紙による入札書の提出を希望する場合のみ）

(2) 提出期間、場所及び提出方法

ア 電子入札システムによる場合

利用者登録をしたICカードを用いて、令和8年4月8日（水）から令和8年4月28日（火）午後5時までに電子入札システムによりPDF形式のファイルを添付して提出すること。

イ 持参による場合（この場合、電子入札システムによる入札書の提出は不可。）

令和8年4月8日（水）から令和8年4月28日（火）午後5時までに上記3の場所に持参すること。

ウ 郵送による場合（この場合、電子入札システムによる入札書の提出は不可。）

令和8年4月28日（火）午後5時までに上記3の場所に必着とする（書留郵便に限る）。

(3) 入札参加資格確認結果通知

上記4（1）及び（2）により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和8年5月7日（木）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等について疑義がある場合は、令和8年4月8日（水）から令和8年4月20日（月）午後5時までに質疑書（別記様式第2号）を上記3へ電子メール又はFAXにより提出すること。

6 入札保証金

規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

7 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札予定日時

ア 入札期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月15日（金）午後5時まで

イ 開札予定日時（電子入札システムにより開札を行う。）

令和8年5月18日（水） 午後1時30分

(2) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによる場合

利用者登録をしたＩＣカードを用いて、上記７（１）アの期間に電子入札システムにより提出すること。

イ 持参による場合

上記７（１）アの期間に上記３の場所に持参すること。なお、入札書は封書とし、その封皮に開札日、入札件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載すること。また、入札書の提出時、上記４（３）で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しも併せて提出すること。

ウ 郵送による場合

上記７（１）アの期間に上記３の場所に必着とする。なお、入札書は封書とし、その封皮に開札日、入札件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載すること。また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、上記４（３）で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、仮契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

(4) 紙による入札書を提出する者は、次の事項に留意すること。

ア 入札参加者又はその代理人は、入札の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第５号）を提出しなければならない。

(ア) 入札参加者の住所、会社名（商号）、氏名及びその押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

(イ) 入札金額

(ウ) 履行場所

(エ) 品名（件名）及び数量

(オ) 品質・規格（詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。）

(カ) くじ番号

イ 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

ウ 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。

エ 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(5) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(6) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (7) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (8) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、上記7(1)イの日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、下記8各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。
- (9) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記8(4)又は(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、電子くじによって落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、並びに当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

1 0 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

1 1 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額の100分の10以上の額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てることとする。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

1 2 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 3 支払いの条件

本契約に係る代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

1 4 契約条項

別添「仮契約書(案)」による。

1 5 競争入札参加資格審査申請

上記4で規定する一般競争入札参加申請時に、上記2(1)で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達(WTO)契約に係る物品入札参加資格審査申請書」を令和8年4月20日(月)までに次の申請先へ提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「受付確認票」の写しを上記4(1)で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請(問い合わせ)先 郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話: 025-226-2213(直通)

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

1 6 その他

入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項 目	摘 要
入札公告年月日	令和8年4月8日
公告番号	新潟市契約公告第23号
件名	新潟市次期図書館情報システム パソコン・プリンタ等機器
競争入札参加資格者名簿への登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中
添付書類	<input type="checkbox"/> 同等品申請書(別記様式第3号) <input type="checkbox"/> 紙入札等方式参加承諾願(別記様式第4号) ※どちらも、該当する場合のみ必要
連絡先	担当者
	電話
	F A X
	e-mail

質 疑 書

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(電話番号

)

(ファックス番号

)

1 公告番号 新潟市契約公告第23号

2 件 名 新潟市次期図書館情報システム パソコン・プリンタ等機器

質 疑 事 項

注1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注2 提出期限は令和8年4月20日（月）午後5時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。

注3 回答は、令和8年4月27日（月）までに新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

別記様式第3号

同等品申請書

公告番号 新潟市契約公告第23号

調達物品名 新潟市次期図書館情報システム パソコン・プリンタ等機器

(/ 枚)

No.	品名(材料)	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり性能資料を添え、同等品の認定を申請いたします。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

紙入札等方式参加承諾願

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

業者番号

下記入札等に係る入札等参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	
電子入札システムを利用できない理由	

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

紙入札等方式参加承諾願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 新潟市長

入札参加資格者名簿に登載されている所在地、業者名及び代表者名(受任している場合は受任者名)を記載してください。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号
商号又は名称 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 又は
新潟支店長 〇〇 〇〇 など
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
業者番号 300000000
(3から始まる9桁の番号)

下記入札等に係る入札等参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	〇〇〇〇
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	令和〇年〇月〇日
電子入札システムを利用できない理由	ICカード及びICカードリーダーの購入並びに物品電子入札システム環境の設定が完了していないため。

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案 年 月 日
決裁 年 月 日

入札(見積)書

令和 年 月 日

新潟市長 様

住 所

氏 名

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金 額	百	千	円	
履 行 場 所				
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量	単 価	金 額

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する
電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ま
す。

くじ番号
000~999の任意の番号
を右欄に記載すること。

入札(見積)書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長 様

入札参加資格者名簿に記載されている所在地、業者名及び代表者名(入札参加資格者名簿において受任者に権限を委任している場合は、受任者は受任者の情報)を記載してください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

印

入札参加資格審査申請時に「使用印鑑届」にて届け出た印を押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金額	百 千 円						
金額	¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇
履行場所	〇〇部〇〇課						
品名	品質・規格	数量	単価	金額			
△△△△	□□□□	〇〇	〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇			
「仕様書のとおり」という記載でも結構です。		「一式」という記載でも結構です。		数量を「一式」と記載した場合、どちらも総額を記載してください。			

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ます。

くじ番号
000~999の任意の番号
を右欄に記載すること。

123

仕様書

1 件名

新潟市次期図書館情報システム パソコン・プリンタ等機器

2 用途

職員の事務用および利用者の資料検索・閲覧用

3 納期

令和8年7月31日まで

4 納入場所・設置場所

納入場所

本市の指定する以下の3か所(本システム開発業者がセットアップを行う場所)とする。

(1) 富士通 Japan(株) Niigata Hub

新潟市中央区万代4-4-7 メットライフ新潟テレコムビル

(2) 新潟市立岩室図書館 新潟市西蒲区西中889-1 2階視聴覚室

(3) 東区プラザ図書室 新潟市東区下木戸1-4-1 (東区プラザ3階)

※岩室図書館にエレベータはありません。

設置場所

別紙1「設置図書館・図書室一覧」のとおり。PC類は本システム開発業者がセットアップ後に新潟市内の図書館・図書室に設置して使用する。各図書館・図書室への搬送・設置は、本システム開発業者が行う。

5 機器台数

仕様書のとおり。

6 納入方法

別紙2「種別納品先一覧」のとおり納品すること。

7 機器保守

(1) ハードウェア

仕様書の機器保守欄に記載がある場合は、以下の保守を付けること。

- ・オンサイト保守による修理等を行うこと。部品代も価格に含めること。ただし、バッテリー等消耗品を除く。期間は令和9年3月1日より5年間とする。
- ・故障、機能停止等の異常が発生した場合は、直ちに担当者を派遣し、復旧すること。当日午前中に受け付けた依頼は当日の午後に対応し、当日午後を受け付けた依頼は翌業務日午前中に対応することを基本とする。(土日祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く)

- ・SSD 及びハードディスクを交換した場合に、SSD 及びハードディスクを図書館に引き渡すこと。
- ・修理に際してリカバリが必要な場合は、図書館情報システム保守事業者と調整を行うこと。
- ・オンサイト保守にて派遣する場所は、別紙1「設置図書館・図書室一覧」のとおり。

(2) ソフトウェア

- ・最新の修正プログラム、バージョンアップ版の提供、利用権等が必要なソフトウェアおよびOSについては、5年間使用可能なこととし金額に含めること。

業務管理端末 2台

仕様項目		内容	特記	
ハードウェア	形状	デスクトップパソコン		
	外形寸法	36×164.5×146.5mm (W×D×H) 程度であること。		
	CPU	インテル Core(TM) i3-13100 相当であること。		
	メモリ	16GB 以上であること。		
	HDD	暗号化機能付 256GB フラッシュメモリディスク以上であること。		
	セキュリティ ロック	盗難防止用ワイヤーロックが取り付けられること。		
	インターフェイス	ディスプレイ	DisplayPort (音声出力対応) ×1、HDMI×1	
		USB	USB-TypeA : フロント×2、リア×3 以上	
			USB-TypeC : フロント×1 以上	
		LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 1ポート Remote Power On(Wake on LAN)機能対応	
オーディオ	マイク・ヘッドホン・ヘッドセット兼用端子 ×1			
その他	再セットアップ用 DVD メディア (Win11 Pro) ×1	※マスタ用		
機器保守	不要			
ソフト	OS	Single Language ACD OV 一括 3年 Win Device Edu UPG&SA を導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。		
ウェア	Office	【SiCSP 教育機関専用】 Office LTSC Professional Plus 2024 を導入するためのライセンスを用意すること。		
その他	マウス	USB 光学式を用意すること		
	キーボード	USB 日本語キーボードを用意すること		

仕様項目		内容	特記	
ハードウェア	形状	デスクトップパソコン		
	外形寸法	36×164.5×146.5mm (W×D×H) 程度であること。		
	CPU	インテル Core(TM) i3-13100 相当であること。		
	メモリ	8GB 以上であること。		
	HDD	暗号化機能付 256GB フラッシュメモリディスク以上であること。		
	セキュリティ ロック	盗難防止用ワイヤーロックが取り付けられること。		
	インターフェイス	ディスプレイ	DisplayPort (音声出力対応) ×1、HDMI×1	
		USB	USB-TypeA : フロント×2、リア×3 以上	
			USB-TypeC : フロント×1 以上	
		LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 1ポート Remote Power On(Wake on LAN)機能対応	
オーディオ	マイク・ヘッドホン・ヘッドセット兼用端子 ×1			
その他	再セットアップ用 DVD メディア (Win11 Pro) ×1	※マスタ用		
機器保守	60 台分の機器保守を用意すること。			
ソフトウェア	OS	Single Language ACD OV 一括 3年 Win Device Edu UPG&SA を導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。		
	Office	31台に【SiCSP教育機関専用】Office LTSC Professional Plus 2024を導入するためのライセンスを用意すること。 68 台に【SiCSP 教育機関専用】Office LTSC Standard 2024 を導入するためのライセンスを用意すること。		
その他	マウス	USB 光学式を用意すること		
	キーボード	USB 日本語キーボードを用意すること		

利用者用端末 78台

仕様項目		内容	特記	
ハードウェア	形状	デスクトップパソコン		
	外形寸法	36×164.5×146.5mm (W×D×H) 程度であること。		
	CPU	インテル Celeron G6900 相当であること。		
	メモリ	8GB 以上であること。		
	HDD	暗号化機能付 256GB フラッシュメモリディスク以上であること。		
	セキュリティ ロック	盗難防止用ワイヤーロックが取り付けられること。		
	インターフェース	ディスプレイ	DisplayPort (音声出力対応) ×1、HDMI×1	
		USB	USB-TypeA : フロント×2、リア×3 以上	
			USB-TypeC : フロント×1 以上	
		LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 1ポート Remote Power On(Wake on LAN)機能対応	
オーディオ		マイク・ヘッドホン・ヘッドセット兼用端子 ×1		
その他	再セットアップ用 DVD メディア (Win11 Pro) ×1	※マスタ用		
機器保守	10台分の機器保守を用意すること。			
ソフトウェア	OS	Single Language ACD 0V 一括 3年 Win Device Edu UPG&SA を導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。		
	Office	1台に【SiCSP 教育機関専用】Office LTSC Standard 2024 を導入するためのライセンスを用意すること。		
その他	マウス	USB 光学式を用意すること		
	キーボード	USB 日本語キーボードを用意すること		

業務管理端末(ノート) 2台

仕様項目		内容	特記	
ハードウェア	形状	ノートパソコン		
	CPU	インテル Core i3-1315U 相当であること。		
	メモリ	16GB 以上であること。		
	HDD	暗号化機能付 256GB フラッシュメモリディスク以上であること。		
	液晶	15.6 型 LED バックライト付 TFT カラー液晶であること。		
	無線	Wi-Fi6(802.11ax)+Bluetooth 接続できること。		
	電源/バッテリー	50/60Hz、AC100Vの電圧で動作保証されること。 動画再生時 6 時間以上 (カタログ値) のバッテリーを有すること。		
	キーボード	JIS 配列準拠 (テンキー付き) であること。		
	セキュリティスロット	盗難防止用ワイヤーロックが取り付けられること。		
	インターフェース	映像出力	HDMI×1	
		オーディオ	ヘッドフォン端子(3.5mm)を備えること。 スピーカーを内蔵すること。	
		Webカメラ	Webカメラを内蔵すること。	
		マイク	マイクを内蔵すること。	
		LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 1ポート Remote Power On(Wake on LAN)機能対応	
USB		USB-TypeA : 3つ以上 USB-TypeC : 1つ以上		
その他	再セットアップ用 DVD メディア (Win11 Pro) ×1	※マスタ用		
機器保守	不要			
ソフトウェア	OS	Single Language ACD OV 一括 3年 Win Device Edu UPG&SA を導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。		
	Office	【SiCSP 教育機関専用】 Office LTSC Professional Plus 2024 を導入するためのライセンスを用意すること。		
その他	マウス	USB 光学式を用意すること		

業務端末(ノート) 31台

仕様項目		内容	特記	
ハードウェア	形状	ノートパソコン		
	CPU	インテル Core i3-1315U 相当であること。		
	メモリ	8GB 以上であること。		
	HDD	暗号化機能付 256GB フラッシュメモリディスク以上であること。		
	液晶	15.6 型 LED バックライト付 TFT カラー液晶であること。		
	無線	Wi-Fi6 (802.11ax) + Bluetooth 接続できること。		
	電源/バッテリー	50/60Hz、AC100Vの電圧で動作保証されること。 動画再生時 6 時間以上 (カタログ値) のバッテリーを有すること。		
	キーボード	JIS 配列準拠 (テンキー付き) であること。		
	セキュリティスロット	盗難防止用ワイヤーロックが取り付けられること。		
	インターフェース	映像出力	HDMI × 1	
		オーディオ	ヘッドフォン端子 (3.5mm) を備えること。 スピーカーを内蔵すること。	
		Webカメラ	Webカメラを内蔵すること。	
		マイク	マイクを内蔵すること。	
		LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 1ポート Remote Power On (Wake on LAN) 機能対応	
USB		USB-TypeA : 3 つ以上 USB-TypeC : 1 つ以上		
その他	再セットアップ用 DVD メディア (Win11 Pro) × 1	※マスタ用		
機器保守	不要			
ソフトウェア	OS	Single Language ACD OV 一括 3年 Win Device Edu UPG&SA を導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。		
	Office	【SiCSP 教育機関専用】 Office LTSC Standard 2024 を導入するためのライセンスを用意すること。		
その他	マウス	USB 光学式を用意すること。		

利用者端末(ノート) 1台

仕様項目		内容	特記	
ハードウェア	形状	ノートパソコン		
	CPU	インテル Core i3-1315U 相当であること。		
	メモリ	8GB 以上であること。		
	HDD	暗号化機能付 256GB フラッシュメモリディスク以上であること。		
	液晶	15.6 型 LED バックライト付 TFT カラー液晶であること。		
	無線	Wi-Fi6(802.11ax)+Bluetooth 接続できること。		
	電源/バッテリー	50/60Hz、AC100Vの電圧で動作保証されること。 動画再生時 6 時間以上 (カタログ値) のバッテリーを有すること。		
	キーボード	JIS 配列準拠 (テンキー付き) であること。		
	セキュリティスロット	盗難防止用ワイヤーロックが取り付けられること。		
	インターフェース	映像出力	HDMI×1	
		オーディオ	ヘッドフォン端子(3.5mm)を備えること。 スピーカーを内蔵すること。	
		Webカメラ	Webカメラを内蔵すること。	
		マイク	マイクを内蔵すること。	
		LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 1ポート Remote Power On(Wake on LAN)機能対応	
		USB	USB-TypeA : 3つ以上 USB-TypeC : 1つ以上	
その他	再セットアップ用 DVD メディア (Win11 Pro) ×1	※マスタ用		
機器保守	不要			
ソフトウェア	OS	Single Language ACD OV 一括 3年 Win Device Edu UPG&SA を導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。		
	Office	【SiCSP 教育機関専用】 Office LTSC Standard 2024 を導入するためのライセンスを用意すること。		
その他	マウス	USB 光学式を用意すること。		

汎用タブレット型ノート 23台

仕様項目	内容	特記		
ハードウェア	形状	2in1 パソコン		
	CPU	インテル Celeron N 5100 相当であること。		
	メモリ	8GB 以上であること。		
	HDD	暗号化機能付 128GB フラッシュメモリディスク以上であること。		
	液晶	11.6型程度であること。タッチパネルであること。		
	無線	Wi-Fi6(802.11ax)+Bluetooth 接続できること。		
	電源/バッテリー	50/60Hz、AC100Vの電圧で動作保証されること。 動画再生時6時間以上(カタログ値)のバッテリーを有すること。		
	キーボード	JIS 配列準拠であること。		
	セキュリティスロット	盗難防止用ワイヤーロックが取り付けられること。		
	インターフェース	映像出力	HDMI×1 備え付けがない場合は、2台分のUSB-HDMI変換アダプタを用意すること。	
		オーディオ	ヘッドフォン端子(3.5mm)を備えること。 スピーカーを内蔵すること。	
		Webカメラ	Webカメラを内蔵すること。	
		マイク	マイクを内蔵すること。	
		LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 1ポート 備え付けがない場合は、USB-LAN変換アダプタを用意すること。	
USB		USB-TypeA : 1つ以上 USB-TypeC : 1つ以上 USB-TypeA の備え付けがない場合は、USB-CtoA変換アダプタを用意すること。		
その他	再セットアップ用DVDメディア (Win11 Pro) ×1	※マスタ用		
機器保守	不要			
ソフトウェア	OS	Single Language ACD OV 一括 3年 Win Device Edu UPG&SA を導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。		
	Office	2台に【SiCSP教育機関専用】Office LTSC Standard 2024 を導入するためのライセンスを用意すること。		
その他	マウス	USB 光学式を用意すること。		
	キーボード	2in1 用キーボードを用意すること。		

周辺機器

区分	内容	機器保守
液晶ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・128台用意すること。 ・21.5型ワイド液晶ディスプレイであること。 ・スピーカー搭載であること。 ・入力端子はHDMIポートを1ポート以上、DisplayPortを1ポート以上搭載すること。 	不要
タッチパネル内蔵液晶ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・57台用意すること。 ・ディスプレイサイズは17インチであること。 ・利用者用端末（デスクトップ）と接続すること。 	不要
A4モノクロプリンタ	<ul style="list-style-type: none"> ・13台を用意すること。 ・外形寸法(387×393×244.5mm (W×D×H))程度。 ・両面印刷できること。 ・LAN接続できること。 ・印刷速度（A4片面）が40枚/分以上であること。 	不要
A3モノクロプリンタ	<ul style="list-style-type: none"> ・19台を用意すること。 ・外形寸法(459×546.5×320mm (W×D×H))程度。 ・両面印刷できること。 ・LAN接続できること。 ・印刷速度（A4片面）が35枚/分以上であること。 	不要
データ連携用NAS	<ul style="list-style-type: none"> ・3台用意すること。 ・実効容量は4TB以上であること。 ・登録したID、パスワードでの利用制限が行えること。 ・RAID1相当の信頼性があること。 ・FTPによるファイル転送をサポートしていること。 	不要
タッチ式バーコードリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・163個用意すること。 ・インターフェースはUSB1.1以上であること。 ・バーコードは、JAN/EAN-8/13、NW-7（CODABAR）に対応すること。 ・最大読取幅：65mm程度であること。 ・耐落下強度は1.5mの高さから自然落下後、正常に動作すること。 ・読み取り確認は、ブザー音およびLED表示に対応すること。 ・スマートフォン液晶画面の読み取りが可能なこと。 ・日本語対応していること。 	不要

<p>サーマルレシートプリンタ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・192台用意すること。 ・印字方式はラインサーマルであること。 ・外形寸法（130×130×130mm（W×D×H））程度。 ・ACアダプタを用いた外部電源による給電をすること。 ・端末と本体をUSB接続できること。 ・印字速度は最大250mm/秒以上であること。 ・用紙幅（58、80mm）を利用できること。 ・バーコードは、JAN/EAN-8/13、NW-7（CODABAR）に対応すること。 ・オートカッター寿命は、150万カット以上であること。 ・電源/USBケーブルを標準添付すること。 	<p>不要</p>
<p>無線LANアクセスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・39台用意すること。 ・PoEに対応すること ・収納ボックス対応の電源供給ユニット（PoEインジェクター）を39台分用意すること。 ・ACアダプタを3台分用意すること。 ・Wi-Fi6（802.11ax）に対応すること。 ・デュアルバンド（2.4GHz×1、5GHz×1）に対応すること。 ・SSIDステルス機能およびレーダ波検出（DFS）による自動チャンネル設定を有すること。 ・有線LANポートはタグVLANに対応していること。 ・外付けアンテナを2本用意すること。 ・認証サーバ障害を自動検出し、PSKなど該当サーバを使用しない認証方式に切り替える機能を有すること。 ・無線LAN端末にソフトウェアをインストールすることなく、本装置配下に接続された無線LAN端末の情報（MACアドレス、IPアドレス、ベンダー名、OS種別、ホスト名、接続ポート番号）を確認できる機能を有すること。 	<p>不要</p>

その他ソフトウェア

用途	諸元
運用ソフトウェア	・ Aconis True Image 2025を4ライセンス用意すること。
スクリーンリーダーソフトウェア	・ PC-Talker NEOを2ライセンス用意すること。

参考銘柄

区分	機種
業務管理端末	A : 富士通 ESPRIMO G6015/A B : NEC M1J44/C-S
業務端末	A : 富士通 ESPRIMO G6015/A B : NEC M1J44/C-S
利用者用端末	A : 富士通 ESPRIMO G6015/A B : NEC M1J44/C-S
業務管理端末(ノート)	A : 富士通 LIFEBOOK A5515/A B : NEC V1L45/X-P
業務端末(ノート)	A : 富士通 LIFEBOOK A5515/A B : NEC V1L45/X-P
利用者端末(ノート)	A : 富士通 LIFEBOOK A5515/A B : NEC V1L45/X-P
汎用タブレット型ノート	A : 富士通 LIFEBOOK U3114X/A B : NEC V1T46/S-S
液晶ディスプレイ	A : Dell Technologies E2225HSM B : アイ・オー・データ LCD-A221DB
タッチパネル内蔵液晶ディスプレイ	A : アイ・オー・データ LCD-AD173SFB-T B : アイ・オー・データ LCD-AD173SFB-T-AG
A4 モノクロプリンタ	A : 富士通 XL-4405 B : 富士フイルム NL300085
A3 モノクロプリンタ	A : 富士通 XL-9460 B : エプソン LP-S3290
データ連携用 NAS	A : バッファロー LS220D0802G B : バッファロー LS220DN0802B
タッチ式バーコードリーダー	A : cino F560-GVR-USB B : システムギア PDC-70
サーマルレシートプリンタ	A : ムーブ RP-E10-WU-PSIN B : エプソン TM-m30 II
無線 LAN アクセスポイント	A : 富士通 SR-M610AP1 B : バッファロー WAPM-AX4R

別紙1 設置図書館・図書室一覧

新潟市立中央図書館	〒950-0084 新潟市中央区明石 2-1-10
新潟市立豊栄図書館	〒950-3323 新潟市北区東栄町 1-1-35
新潟市立松浜図書館	〒950-3126 新潟市北区松浜 1-7-1 (北地区公民館 1 階)
新潟市立山の下図書館	〒950-0056 新潟市東区古川町 4-12 (山の下まちづくりセンター2 階)
新潟市立石山図書館	〒950-0852 新潟市東区石山 1-1-12(石山地区センター2 階)
東区プラザ図書室	〒950-8709 新潟市東区下木戸 1-4-1(東区プラザ 3 階)
新潟市立舟江図書館	〒951-8018 新潟市中央区稲荷町 3511-1 (北部総合コミュニティセンター3 階)
新潟市立鳥屋野図書館	〒950-0972 新潟市中央区新和 3-3-1 (南地区センター2 階)
新潟市生涯学習センター 図書館	〒951-8055 新潟市中央区礎町通 3 ノ町 2086 (クロスパルにいがた 1 階)
アルザにいがた情報図書 室	〒950-0082 新潟市中央区東万代町 9-1 (万代市民会館 3 階)
新潟市立亀田図書館	〒950-0144 新潟市江南区茅野山 3-1-14 (江南区文化会館 1・2 階)
新潟市立新津図書館	〒956-0863 新潟市秋葉区日宝町 6-2
荻川地区図書室	〒956-0805 新潟市秋葉区中野 5-1-50(荻川コミュニティセンター2 階)
金津地区図書室	〒956-0847 新潟市秋葉区古津 597(金津地区コミュニティセンター1 階)
新潟市立白根図書館	〒950-1477 新潟市南区田中 383 番地
新潟市立月潟図書館	〒950-1304 新潟市南区月潟 1417
新潟市立坂井輪図書館	〒950-2055 新潟市西区寺尾上 3-1-1
新潟市立内野図書館	〒950-2112 新潟市西区内野町 603(西地区公民館 1 階)

新潟市立黒埼図書館	〒950-1112 新潟市西区金巻 746-4
新潟市立西川図書館	〒959-0422 新潟市西蒲区曾根 2046
新潟市立岩室図書館	〒953-0132 新潟市西蒲区西中 889-1
新潟市立潟東図書館	〒959-0505 新潟市西蒲区三方 10 (ゆう学館 1階)
新潟市立巻図書館	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲 4262 番地 1

別紙2 種別納品先一覧

区分	計	納品台数		
		富士通Japan	岩室図書館	東区プラザ 図書室
業務管理端末	2	1	0	1
業務端末	99	1	0	98
利用者用端末	78	1	0	77
業務管理端末（ノート）	2	1	0	1
業務端末（ノート）	31	1	0	30
利用者用端末（ノート）	1	1	0	0
タブレット型ノート	23	1	0	22
液晶ディスプレイ	128	1	122	5
タッチパネル内蔵液晶ディスプレイ	57	1	51	5
A4モノクロプリンタ	13	1	11	1
A3モノクロプリンタ	19	1	17	1
データ連携用NAS	3	1	0	2
タッチ式バーコードリーダー	163	1	161	1
サーマルレシートプリンタ	192	1	190	1
無線LANアクセスポイント	39	1	0	38
Acronis True Image 2025	4	4	0	0
PC-Talker Neo	2	2	0	0

仮契約書

下記の物品供給については、新潟市契約規則の規定に従い、当該契約について議会の議決を得たときは、これを本契約とみなすものとし、契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

No.

発注機関：

件名			
契約金額	円		
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円		
品目名 品名・規格	数量 単位	単価	金額
消費税等			
履行期限			
履行場所			
契約保証金			

別紙の物品供給契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟市

代表者 新潟市長 中原 八一

印

乙 住所

氏名

印

付帯条件

- 1 発注者(以下「甲」という。)は、受注者(以下「乙」という。)がこの仮契約の日から当該仮契約についての議会の議決の日までの間において、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定により指名停止を受けた場合は、この仮契約を解除し、本契約を締結しないものとする。また、甲は、乙に対していかなる責任も負わない。
- 2 甲は、議会で議決を得られなかった場合においても、乙に対していかなる責任も負わない。

物品供給契約条項

令和5年4月1日改正版

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、物品を履行期限までに引き渡し、甲は、当該物品の引渡しを受けた後、代金を支払うものとする。
- 3 引渡しをするために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称のいかんを問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第5条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、物品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった日を起算日として10日以内に、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

3 甲は、納入された物品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 納入された物品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。

5 甲は、検査に不合格となった物品について、物品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第13条の規定を準用する。

6 乙は、前項の物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責めに帰すべき事由により前条第2項に定める検査をしないときは、同項で定める期間が満了する日を起算日として当該検査をした日までの期間（以下この条において「遅延期間」という。）の日数を、第10条第2項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは、当該約定期間は満了したものとし、乙は、当該約定期間の日数を超える日数に応じ、同条第3項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

(不合格品の引取り)

第9条 乙は、検査の結果、不合格とされた物品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の物品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の物品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(支払)

第10条 乙は、物品の引渡しを終えたときは、書面をもって当該物品の代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日を起算日として30日以内に代金を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に代金が支払われなかったときは、当該代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに物品を引渡すことができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に物品の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約金額から控除した

額を契約金額として計算した額とする。

- 3 第1項の違約金は、代金の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該物品の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下これらを「追完」という。）又は代金の減額を求めることができる。

- 2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させることができる。

- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

(危険負担)

第14条 物品の引渡し前に生じた物品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

- 2 物品の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって物品が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

(3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

(4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。

(5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

(6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

(7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は、乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 乙は、前2項又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合は、物品の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は当該担保をもって違約金に充てることができる。

5 第3項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(談合その他の行為による解除等)

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定による当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(賠償額の予定)

第17条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、物品の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オに該当する場合を除く。)であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号までの確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。